

諮問番号：諮問第 174 号

答申番号：答申第 174 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく平成 30 年 12 月 13 日付け費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消し又は返還決定額の減額を求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 平成 30 年 11 月 16 日に年金の遡及分 397,326 円の入金があったが、法第 63 条に基づき返還を求められた。年金を受け取る権利もないのか。
- (2) 法律があることは知らず、受け取れるものと喜んでいたが、受け取る直前に「使わないでください」と電話にて報告を受け、返還義務を知らされた。絶望。いくら法律でもひどい。納得しない。不服である。
- (3) 生活苦 10 年前のツケが回って平成 30 年 9 月 14 日に 63,794 円差し押さえられた。保証人だったため。
- (4) 家賃、光熱費代金を没収されたので、年金 90,000 円で送金。毎月役所に 12,000 円返金しているので、生活が苦しい。
- (5) 人生の終末の夢に使用したいと考えていた。ささやかな夢の資金にしたかった。人生最後の夢もなくなった。小さな夢なのでぜいたくとは思わない。
- (6) 減額された上に役所へ毎月 12,000 円返金しなければならないので生活困窮。
- (7) 平成 28 年 5 月に脳出血により 10 日間入院、同年 12 月 9 日から 19 日まで脳梗塞により入院した。
- (8) 平成 29 年 9 月から平成 30 年 9 月分の年金 397,326 円に相当する保護費が過払い

となっているが、受け取っていない。形だけでおかしい。

(9) 生活が困窮しているため、せめて半額の返還として欲しい。

(10) 保護費を3万円減額された上に、毎月12,000円の振込み。生活苦大大大です。買い物もできない。そちらの言い分は分かりますが納得できない。普通に考えると保護費の返還なんておかしい。

(11) 自治体が苦しいからと言って、貧乏人からお金を没収しないでほしい。公務員なんか大嫌い。頭がガチガチコチコチ。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に則って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 法第63条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

審査請求人は、平成30年11月15日に平成29年9月から平成30年9月分の老齢基礎厚生年金397,326円（以下「本件遡及受給分」という。）を遡及受給している。

遡及して受給した年金収入に係る資力の発生時点は、年金受給権発生日とされていることから（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知1の(2)のウ）、本件の場合、平成29年8月1日が年金受給権発生日ということになる。

そして、平成30年11月に審査請求人に対し支給された本件遡及受給分397,326円は、平成29年9月から平成30年9月分までの間の年金額の合計であるところ、当該期間は審査請求人が保護を受給していた期間（平成27年10月19日以降）であり、処分庁は審査請求人に対し当該期間に保護費として少なくとも397,326円を支払ったことが認められる。

よって、審査請求人は法第63条に規定する「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」場合に該当することから、処分庁が審査請求人に係る本件遡及受給分397,326円について、法第63条に規定する資力があるとして費用返還義務の対象としたことに、違法又は不当な点は認められない。

2 返還額の決定について

法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年 7 月 25 日判決・判例地方自治 455 号 72 頁参照）。

福岡市南福祉事務所の職員は、審査請求人に対し、老齢基礎厚生年金の手続を早急に行うことを指導し、年金は収入認定の対象となることから費消しないようにすることを説明していたことが認められる。福岡市南福祉事務所の職員は、老齢基礎厚生年金について長期間にわたり複数回、審査請求人と折衝していることから、審査請求人は、本件遡及受給分の用途について、福岡市南福祉事務所の職員に申し出る機会は十分にあったといえるが、審査請求人から自立更生費について処分庁に事前に相談した事実は認められない。

また、本件審査請求においても、審査請求人は、本件遡及受給分を「人生の終末の夢に使用したいと考えていた。ささやかな夢の資金にしたかった。」と主張するにとどまり、自立更生のためにどのようなものを必要としているのか具体的な主張はしていない。

そして、審査請求人は、福岡市南福祉事務所の職員から本件遡及受給分を費消しないようにという指導を複数回受けていたものの、当該指導に反し、本件遡及受給分を一部費消したことが認められる。

そうすると、遡及受給額全額の返還を決定した処分庁の判断につき、合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

また、処分庁は、審査請求人からの履行延期申請について承認しており、分割返還によって審査請求人世帯の自立性に与える影響をより小さくする配慮をした上で、本

件処分を行ったことが認められる。

したがって、処分庁に裁量権の逸脱又は濫用と認められるところはなく、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 4 年 10 月 5 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 4 年 11 月 10 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

法は、保護について、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」（第 4 条第 1 項）と規定しており、生活に困窮する者に、同項の規定にいう「利用し得る資産」である金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することを求めている。

また、法第 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 18 条によると、年金給付の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から支給されることとなっている。被保険者の裁定請求が遅れた等の場合には、既往分の年金が一括して支払われることから、このような場合には、年金受給権が生じた日から法第 63 条に基づく費用返還請求の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる（生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13 - 6 答(1)）。

本件についてこれをみると、平成 29 年 8 月 1 日に公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号）が施行され、年金受給に係る資格期間が短縮されたことにより、審査請求人は、老齡基

礎厚生年金の受給が可能となり、平成 30 年 11 月 15 日に平成 29 年 9 月分から平成 30 年 9 月分の老齢基礎厚生年金 397,326 円を遡及受給している。よって、本件遡及受給分に係る資力の発生時点は、平成 29 年 8 月 1 日ということになる。

処分庁は、審査請求人に対し、平成 27 年 10 月 19 日から保護を実施しており、保護実施期間中に保護費として、少なくとも 397,326 円を支払ったことが認められる。したがって、処分庁が本件遡及受給分について、法第 63 条に基づき返還処理を行うべきとしたことに違法又は不当な点は認められない。

なお、法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、自立更生費を本来の要返還額から控除して返還額を決定して差し支えないとされている（問答集問 13-5 答(2)）が、審査請求人が処分庁に対し、本件遡及受給分に係る自立更生費について相談をした事実は認められない。

以上のことから、本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委員 小 原 清 信
委員 内 田 敬 子
委員 谷 本 拓 也